

日本図書館研究会「マルチメディアと図書館」研究グループ会則

1995年4月1日 制定

2015年4月1日 改正

第1条（名称）

本会を、日本図書館研究会「マルチメディアと図書館」研究グループと称する。

第2条（設立年月日）

本会の設立年月日は1995年4月1日とする。

第3条（所在地）

本会を代表者の自宅に置く。

第4条（目的）

本会は、図書館の扱う資料が、活字によって紙に記録されたものにとどまらず、媒体の面からも、利用の面からも多様化している点に着目し、活字、音声、映像等のマルチメディア情報、およびそれを一元的に扱うデジタル情報に関わる問題を多面的に検討することを目的とする。

第5条（事業）

本会は前条の目的を実現するため次の事業を行う。

1. グループ研究例会、ワークショップ、講演会等の開催
2. その他必要と認める事業

第6条（会員の資格）

本会の会員の資格を有する者は、日本図書館研究会の会員、および本会が特に認めた者、とする。

第7条（役員）

本会に次の役員を置く。役員は、会員の互選により選出する。

1. 代表 1名
2. 幹事 1名

第8条（会計）

本会の経費は、研究会参加費および日本図書館研究会研究グループ助成金を以てこれに充てる。本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第9条（その他）

その他、会の運営に必要なことは、会員の3分の2以上の賛同をもって決定する。

第10条（附則）

本会則は2015年4月1日より実施する。